

我が国における児童虐待の現状

—学童保育施設の役割と課題—

谷野 宏美¹⁾*・鈴木 江三子²⁾

1) 新見公立大学看護学部・2) 兵庫医療大学

(2014年11月19日受理)

我が国では核家族化や少子化により、家庭や地域に子育ての支援者がいないことが育児期の親の負担感や孤立感を増大させ、その親の孤立感は虐待につながる恐れがある。また児童虐待は、子どもの心身への傷やその後の人生への影響が大きく、子どもの命が犠牲になることが稀でない非常に大きな社会問題である。平成24年度厚生労働省による報告では、児童虐待相談対応件数が約6万6千件を超えその増加は著しい。児童虐待相談経路では、地域から寄せられる情報や学校からの情報が比較的多く、住民の児童虐待への関心の高さとともに、子どもが長時間過ごす場所での発見や疑いが多くなっている。そこで、学校とともに多くの時間を過ごす学童保育施設に着目した。学童保育施設での児童虐待に対する現状を把握し、児童虐待の早期発見とともに発見後の対応についてのシステム構築の重要性、児童虐待予防や防止対策へのさらなる強化について検討した。

(キーワード) 児童虐待, 実態, 学童保育

緒 言

近年、わが国の子どもを取り巻く生活環境は急激に変化しており、子どもが安全に過ごせる場所が少なくなっている。現在、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」として、学校が終わってから子どもが安心して遊ぶ場や勉強する場を確保するための対策が取られている。また、地域では、学校安全ボランティアやパトロール活動が活発となり、子どもの生活圏内での安全対策が実施されるようになってきている。これは、核家族化や近隣との関係の希薄化によって、子どもの帰宅後の安全が保たれなくなっていることを示している。このことは、育児環境にも影響を与えている。わが国は少子・高齢化社会の中にあり、青年期に至るまでに乳幼児と接した経験のない親も多く、育児にかかわる基本的な知識や技術に乏しい者が多くなっている。しかしその一方で、育児書やインターネット、SNS等からの莫大な情報にとまどい、育児不安を強めている。さらに、親たちは少ない子どもに多くの期待をかけ、思い通りにいかない場合にどう対応したらよいかかわからずに、不安やいら立ちを高めることも多い。核家族化や少子化により、家庭や地域に子育ての支援者がいないことが育児期の親の負担感や孤立感を増大させている。親の孤立感は虐待につながる恐れもあり、孤立している親を早期に見つけ、支援していくことが重要である。このよ

うな多くの問題を抱え、育児支援を得にくい親や家庭の存在は、子どもの生活時間の乱れや社会性の未成熟、そして、虐待の発生率の上昇にも影響しているといえる。

そのような中、労働力確保のため、女性の社会進出を進めていく政策が推し進められており、ますます就労する母親が増え、保育所に続き、小学生になってからは学童保育を活用する機会が増えてきている。そのため学童保育施設は、子どもたちの新しい生活の場として注目される場となっている。しかし、学童保育施設における児童虐待に関する研究は、あまり認められず、学童保育施設の児童虐待に関する実態や、児童虐待に関しての役割等の検討はなされていない。児童虐待の対応の新たな視点として、学童保育が担う役割が見出されるのではないかと考え、児童虐待の現状とともに、現在、児童虐待に関する対策に学童保育施設がどのように関わっているのかを明らかにするために、児童虐待に関する政策や研究を概観しまとめることにした。

1. 児童虐待の現状

児童虐待は、子どもの心身への傷やその後の人生への影響が大きく、また子どもの命が犠牲になることが稀でない非常に大きな社会問題である。よって、国が子どもの人権擁護や安全確保に関して対策を講じ、子どもの健やかな成長発達を守る役目がある。

*連絡先：谷野宏美 新見公立大学看護学部 718-8585 新見市西方1263-2

そこで、まず、児童虐待に関する法律と政策について触れる。

1) 児童虐待に関する法律および政策の変遷

平成 12(2000)年 5 月に「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」が制定され¹⁾、児童虐待への関心は高まり、平成 24(2012)年度の児童相談所の虐待相談件数は約 6 万 6 千件を越え、過去最高を示した²⁾。その後平成 16(2004)年と 19(2007)年に児童福祉法とともに児童虐待防止法の改正が行われた^{3,4)}。特に平成 19 年の改正では、児童相談所の児童の安全確認等のための立ち入り調査の強化などが行われ、児童の安全が優先されることとなった⁵⁾。さらに平成 24(2012)年には、児童福祉法とともに民法の改正が行われ、親権制度の見直しと未成年後見人の見直しが盛り込まれた⁶⁾。

これらの政策の流れをみると、児童虐待相談件数の増加に伴い、児童相談所の強制的な対応が強化されていったことが分かると同時に、家庭内で起こる児童虐待への介入の困難さを表している。また児童虐待予防の観点から、平成 21(2009)年の児童福祉法の改正により、生後 4 か月までの乳児のいる家庭すべてを訪問する事業が開始されている⁷⁾。さらに健やか親子 21 は、2014 年まで事業延長され、「子ども虐待の防止対策のさらなる強化」を発表している⁸⁾。

以上のことから、児童虐待については、介入や対策とともに予防策も講じられてきている。

2) 我が国の児童虐待の現状

次に、児童虐待の現状として、児童相談所における児童虐待相談件数と出生数の年次推移を図 1 に示している。我が国では、少子化に伴い子どもの数が減るなか、児童虐待相談対応件数の増加は著しいことがわかる。厚生労働省による「平成 24 年度福祉行政報告例の結果の概況」では、虐待の種類別の児童虐待相談対応件数として、「身体的虐待」23,579 件、「ネグレクト」19,250 件、「心理的虐待」22,423 件、「性的虐待」1,449 件が報告されている⁹⁾。(図 2)さらに近年、毎年死亡事例が報告され、1 年におおむね 50~60 件の事例で子どもが児童虐待により死亡しており、これは 1 週に 1 人の割合で子どもたちが犠牲になっていることを示すものである⁷⁾。死亡事例の主な虐待の種類をみると、身体的虐待が約 6 割、ネグレクトが約 4 割となっている⁷⁾。児童虐待は、子どもの命に危険を及ぼす恐れのある行為である。そのため、早急な対応が求められる。また児童虐待の相談対応件数として最も少ない性的虐待の被害児の約 5 割は小学生であるとの報告もある⁸⁾。したがって、子どもの健やかな成長発達を保障するために、児童虐待の早期発見と適切な対応は重要である。

次に被害児の年齢別対応件数を図 3 に示す。平成 24

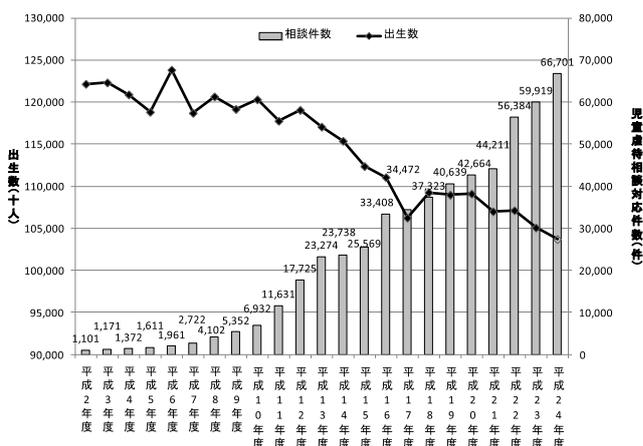


図 1 近年の出生数と児童虐待相談対応件数の推移

厚生労働省の統計データを基に筆者が作成

*児童虐待相談対応件数について、平成 22 年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

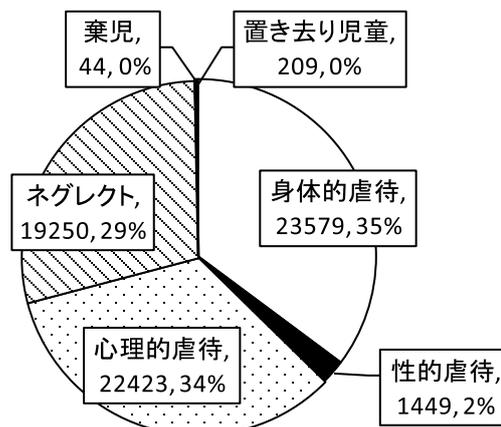


図 2 平成 24 年度 虐待種類別の相談対応件数

厚生労働省による「平成 24 年度福祉行政報告例の結果の概況」を基に作成

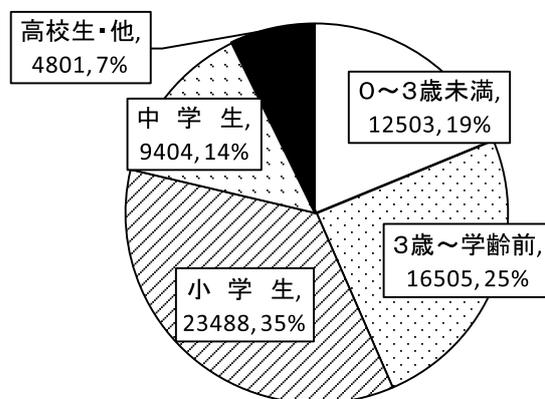


図 3 平成 24 年度 被害児の年齢別対応件数

厚生労働省による「平成 24 年度福祉行政報告例の結果の概況」を基に作成

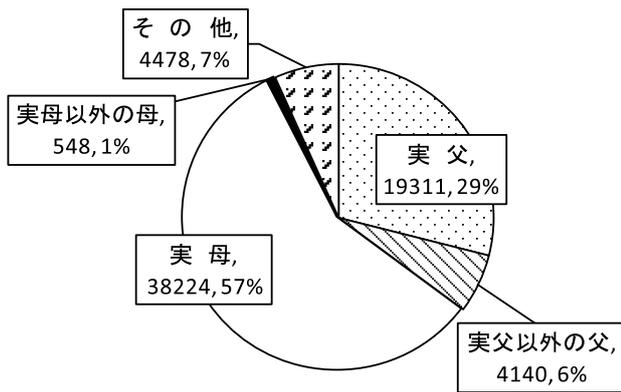


図4 平成24年度 児童虐待の主な虐待者

厚生労働省による「平成24年度福祉行政報告例の結果の概況」を基に作成

年度の報告では、「小学生」23,488件、「3歳～学齢前」16,505件、「0～3歳未満」12,503件となっている²⁾。現状として、義務教育が開始された小学生が相談対応件数の37%を占めており、小学生を対象とした児童虐待への対応の必要性が示唆される。また、同じく平成24年度の報告として、児童虐待の主な虐待者は、「実母」39,224件、「実父」が19,311件であり、主な虐待者の57%を実母が占めていた²⁾。(図4)結果として、主な虐待者の構成として、子どもの保護者が占めていることから、温かく安全な環境であるべき家庭が、いかに厳しい環境であるのかを示している。児童憲章には、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられるとあり、児童が適切な環境の中で健やかに育つことが重要である。そして、家庭内で起こる虐待については、早急に対応すべき問題であり、さらには、虐待自体が起こらないように予防的対策を講じることが重要である。

3) 児童虐待の相談経路

次に児童虐待の相談の経路について触れる。平成24年度の厚生労働省が発表した福祉行政報告⁹⁾より、児童虐待の相談経路について表1に示す。相談経路として、施設等の場所と相談者が混在しているのがわかる。これは、児童虐待の通告に関する調査の結果であり、通告に関しては通告者を特定しないことが法律に明記されているため、相談経路として集計されている。まず、平成24年度の児童虐待相談対応件数は66,701件であり、そのうち相談経路として最も多いのが、「警察等」16,003件、次いで「近隣・知人」の13,739件であった。そして「児童相談所」9,504件、「学校」5,730件と続いている。これらの状況を見ると、子どもへの虐待を事件として捉え、多くの住民が警察へ通報しているのではないかと推測される。そして、地域から寄せられる情報による相談も多く、住民の

表1 平成24年度 経路別の児童虐待相談件数

経路	件数
児童相談所	9,504
都道府県・市町村	
福祉事務所	1,280
保健センター	799
その他	3,580
児童福祉施設・指定医療機関	
保育所	909
児童福祉施設	689
指定医療機関	44
児童家庭支援センター	70
警察等	16,003
家庭裁判所	30
保健所及び医療機関	
保健所	221
医療機関	2,653
幼稚園	211
学校等	
学校	5,730
教育委員会等	303
里親	36
児童委員(通告の仲介を含む)	233
虐待者本人	
父親	276
母親	2,249
その他	66
虐待者以外	
父親	1,186
母親	2,285
その他	1,085
親戚	1,517
近隣・知人	13,739
児童本人	773
その他	1,230
総数	66,701

*平成24年度福祉行政報告例より作成

児童虐待への関心の高さが伺われる。さらに、「学校」での相談経路も比較的多く、子どもが長時間過ごす場所での発見や疑いが多くなっている。先行研究でも小学校^{10,11,12)}をはじめとして、保育所^{10,13,14)}、幼稚園^{10,13)}など保育・教育機関での児童虐待の発見の重要性が指摘されている。また、虐待者本人や虐待者以外の家族からの相談も多く、合わせて7,147件を示し、児童本人からの相談も773件あった⁹⁾。虐待者や被虐待者からのSOSが表面化した結果であり、当事者ケアの重要性が伺われる。

II. 学童保育における児童虐待対応の現状と課題

これまで述べてきたように、被虐待児童の年齢別対応件数からも、小学生への児童虐待の対応が急務であることが明らかである。小学生の家庭以外での生活を考えた時、学校と共に注目すべきなのが、学童保育施設である。近年、共働き世帯の増加と核家族化により、小学生の放課後対策の必要性が高まり、学校終了後の子どもたちの生活の場として学童保育施設が設置されてきた^{17,18)}。したがって、児童虐待の発見や対応に関して、学童保育施設においても、その役割を期待するものである。学童保育

施設では児童の送迎を義務付けている場合も多く、毎日のように保護者や家族と接している¹⁸⁾。これらのことより、学童保育指導員は児童虐待に関する視点を持ち、発見や対応することに適している場であるといえる。様々な経路により児童虐待に関する通告が行われていることがわかったものの、現状として、相談経路の中に学童保育施設や学童保育指導員は上がっておらず、その実態は明らかでない²⁾。

そのうえで、現在の通告の制度について少し触れる。通告は、児童虐待防止法の第6条に、規定されており、平成16年の改正で「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大され、通告先に市町村が増え、市町村と県福祉事務所は虐待対応の第一次機関として、緊急性や要保護性が高いケースについては児童相談所が対応することになっている¹⁾。岡山県が作成した「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」にも、通告について「児童相談所や市町村に、援助が必要な子どもや家庭があることを連絡すること」と位置づけ、積極的な通告を呼び掛けている¹⁵⁾。前述のガイドラインには、学校における通告までの流れや、学内での組織的対応の在り方や通告後の各関係機関の動きについて明示している¹⁶⁾。岡山県における学校を中心とした具体的な連携としては、児童相談所、市町村（児童福祉主管課）、教育委員会（市町村・県）、保健所、警察、民生委員、児童委員さらに要保護児童対策地域協議会が対応について連携、支援を行うようになっている¹⁵⁾。しかし2011年のガイドラインでは、この連携の中に学童保育施設は含まれていないことが明らかになった。その後、平成25年の社旗保障審議会児童部会での「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」では、「虐待の早期発見に努めること」「特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である」と述べ、学童保育施設が「要保護児童対策地域協議会の構成員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである」と明記された¹⁹⁾。このことから、学童保育施設における児童虐待への対応の重要性と期待が明らかである。しかし、実際の連携については、いまだ未知数である。

以上のことより、今後は学童保育施設での児童虐待への組織的な取り組みとともに、学童保育指導員による個別的な対応も必須となると言える。

III. 今後の課題

これまで我が国における児童虐待の現状について、児童虐待に関する法律や政策、児童虐待相談について述べてきたが、児童虐待に関する通告・相談のシステムやサ

ポートシステムは構築途中である。現在、法律の改正が相次ぐ中、家庭内で起きることの多い児童虐待への介入は、より進んだ形で行えるようになってきている。反面、児童虐待相談所は、緊急性や要保護性が高いケースについて対応することに限定されており、虐待予防や虐待防止対策への対応はなされていない。児童虐待予防や防止については、生後4カ月児全戸訪問事業⁵⁾の実施や健やか親子²⁰⁾で触れられている。これらの事業も始められたばかりで、児童虐待への効果のほどは定かではない。

また、児童虐待から子どもを守るための対策として、様々な機関の連携が重要視される中、実際に小学生を保育している学童保育施設はその連携から漏れている可能性が高く、女性の社会進出が急速に進む中、子どもを取り巻く社会的サポート体制が後追いで形作られている今、子どもに関連する全ての機関が、児童虐待の対策連携機関として盛り込まれることが重要であるといえる。そして、その取り組みは始まったばかりであり、多くの課題を抱えている。

今後、児童虐待はさらに増加していくことが予測され、早期発見とともに発見後の対応についてのシステム構築の重要性、児童虐待予防や防止対策へのさらなる強化が求められる。

謝辞

この論文を作成するにあたり、ご指導頂いた川崎医療福祉大学の中新美保子教授、前川崎医療福祉大学の三徳和子教授に感謝申し上げます。

文献

- 1) 児童虐待防止法令編集委員会編集：児童虐待防止 法令ハンドブック：中央法規，11-20，2009.
- 2) 厚生労働省：平成24年度福祉行政報告の結果の概況 2014.11.10 アクセス <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/12/dl/gaikyo.pdf>
- 3) 厚生労働省 政策レポート：児童虐待の現状とこれに対する取組 2012.7.10 アクセス <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/20.html>
- 4) 厚生労働省 政策レポート：児童虐待関係の最新の法律改正について 2012.7.10 アクセス <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2011/07/02.html>
- 5) 谷本芳美、津田侑子：地域医療に従事する意思が知っておくべき法律知識 9. 児童虐待防止法, Modern Physician, 30(10), 1294-1295, 2010.
- 6) 森岡久尚：“健やか親子21”-第2回中間発表を踏まえ、医学のあゆみ, 234(11), 2010.
- 7) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証

我が国における児童虐待の現状

- に関する専門委員会：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第10次報告）、4-5, 2014. 2014.11.10 アクセス
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057946.html>
- 8) 鈴井江三子, : 若者が受けた性的嫌がらせの経験と心理的状态, 母性衛生, 44(4), 379-384, 2003.
- 9) 厚生労働省：平成24年度福祉行政報告例 児童福祉「児童相談所における児童虐待相談の対応件数, 児童虐待相談の相談種別×児童虐待相談の経路別」2014.11.10 アクセス <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/12/>
- 10) 西原尚之, 原田直樹, 山口のり子, 張世哲：子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題, 福岡県立大学人間社会学部紀要, 17(1), 45-58, 2008.
- 11) 長友真実, 田中陽子, 藤田由美子, 横山裕：児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（4）—小学校教師の認知する児童虐待のサインに関する研究—, 九州保健福祉大学研究紀要, 8, 193-202, 2007.
- 12) 福岡淑子, 郷間英世, 戸松玲子, 稲垣由子：保護者から不適切な養育（虐待）を受けている学齢児童に関する研究—第1報 兵庫県小学校における児童の実態調査—, 小児保健研究, 66(1), 16-21, 2007.
- 13) 中添和代, 竹内美由紀, 大池明枝：保育現場での児童虐待の実態, 香川県立保健医療大学紀要, 1, 153-158, 2004.
- 14) 望月珠美, 高玉和子：保育に携わる者の児童虐待に対する認識—幼稚園教諭および保母を対象にした調査の結果をもとに一, 障害理解研究, 1, 45-50, 1996.
- 15) 岡山県教育庁人権教育課：教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き, 16, 2011.
- 16) 岡山県教育庁人権教育課：教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き, 6, 2011.
- 17) 福田智雄：学童保育クラブにおける子ども虐待対応の実態等に関する調査研究（1）, 国際学院埼玉短期大学研究紀要, 28, 29-32, 2007.
- 18) 全国学童保育連絡協議会：学童保育の実態と課題 2007年版 実態調査のまとめ, 全国学童保育連絡協議会, 東京, 54, 2007.
- 19) 社会保障審議会児童部会：「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書 ～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～」, 2014.12.25